

(別紙)

借入機器保守仕様

1 設置場所

福島県立相馬総合高等学校 コンピュータ室

2 機器の設置・調整について

- ・福島県立相馬総合高等学校担当者と打ち合わせの上、設置完了までの日程調整を行うこと。
- ・機器の設置・調整は、専門の技術者が行うこと。
- ・機器の設置に当たっては、設置場所の状況に応じて耐震対策を施すこと。
- ・各機器・各システムが正常に動作するまでのインストール作業・ソフトウェア調整作業・プログラム移行作業・データ移行作業を行なうこと。
- ・搬入、据付、配線（電源系を含む）、調整等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

3 保守・支援要件について

契約期間中において、以下の要件を満たすこと。

(1) ハード保守体制

- ア 障害に関する受付について、平日の8時15分から17時00分まで対応できる体制が整っていること。
- イ 障害発生から24時間以内に応急復旧を施し、72時間以内に完全復旧させること。また、要望があった場合は、代替品の提供を行なうこと。

(2) 保守サービスについて

- ア 本システムを構成する全てのハードウェアについて、借入期間内の保守サービスを提供すること。
- イ 福島県立相馬総合高等学校担当者と打ち合わせの上、年1回以上の定期点検を実施すること。

(3) 教育・研修要件

機器設置完了後、福島県立相馬総合高等学校担当者と打ち合わせの上、2日以上ハードウェア及びソフトウェアに関する操作研修を実施すること。また、その後の技術的要望に対しても援助支援すること。

4 成果品の提出

設置完了後、以下の書類を提出すること。

- ・ネットワーク接続図
- ・各機器環境設定書
- ・運用・操作手引書
- ・保守体制・定期点検保守項目・保守スケジュール・緊急時の障害復旧方法に関する説明書